

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 27. 6. 30 第 189 回国会第 26 号

6 月 30 日（火）、第 26 回の委員会が開かれました。

## 1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。  
理事 山下 貴 司君（自民）（理事柴山昌彦君去る 25 日委員辞任につきその補欠）

## 2 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）（証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度等の創設について）

- ・上川法務大臣、山谷国務大臣（国家公安委員会委員長）、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 黒 岩 宇 洋君（民主）

- ・「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」の名称は分かりづらいと考えるが、この名称で、国民が明確なイメージを持てるものと本気で考えているかについて、法務大臣及び国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。また、この合意制度の内容を国民に理解してもらうためどのような具体的な方策を講じているか、法務大臣に伺いたい。
- ・司法取引の類型には、自己負罪型と他人型があるが、他人型のみ導入している国がない中で、我が国は、なぜ、無関係の第三者の引き込み、巻き込みによるえん罪の危険性が生じる可能性のある他人型のみを導入するのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・全くの他人を対象とするとえん罪のリスクが高いため、他人型の司法取引を導入するのであれば、他人の犯罪について、自己に関連するものに限るとするもの一つの考え方と思うが、見解を伺いたい。
- ・司法取引において、無関係の第三者をえん罪に巻き込まない防止策・抑止策の 1 つとして「弁護人の関与」が挙げられているが、弁護人には他人の事件に係る供述が虚偽でないかについての判断材料がなく、巻き込まれる第三者の利益を考える動機もない中で、これが決め手となる抑止策になると考えているか、法務大臣の見解を伺いたい。

### 鈴 木 貴 子君（民主）

- ・証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度については、国民に対する分かりやすさ等の観点から、「司法取引」という表現を使用すべきと考えるが、政府において、「司法取引」という表現を使用しない理由及び今後の使

用の有無について、法務大臣及び国家公安委員会委員長に伺いたい。

- ・刑事訴訟法が起訴便宜主義を採用していることから、現行制度においても、合意制度と同様の取引的な行為は可能であると考えられ、先日、こうした取引的な行為が存在した可能性を指摘する無罪判決もあったが、現在まで、こうした取引的な行為が行われていないと完全に否定できるかについて、法務大臣に伺いたい。
- ・合意制度における虚偽供述の防止のために弁護人を関与させるのであれば、弁護人を含めた三者協議に入る前の取調べ等の段階においても、虚偽供述の防止のための方策が必要であると考え、検察官から協議の開始に向けた働きかけを被疑者又は被告人に行った場合、その働きかけに相当する取調べ等は、記録されるか否か、伺いたい。

### 重 徳 和 彦君（維新）

- ・本法案では取調べの録音・録画義務の対象となっていない痴漢事件などにおいても、被疑者が希望すれば録音・録画を義務付ける制度とすべきと考えるが、これに対する見解を伺いたい。
- ・本法案では、司法取引については、まず、捜査・公判協力型のみを導入することとし、その施行状況も踏まえて段階的に自己負罪型も検討したいとの旨の答弁があったが、現行刑事訴訟法上の検察の訴追裁量権において考慮される範囲に、自己又は他人の事件の真相究明への貢献の双方が含まれているのに、なぜ、本法案では、自己負罪型は導入せずに他人の捜査・公判協力型のみ導入するのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・公益通報者保護法の趣旨は、消費者に事実を知らせることによる消費者利益の保護に主眼があるところ、通

報者自身が犯罪行為等に関与していた場合、司法取引の導入により、捜査が始まるまで黙っていて捜査段階で供述をした方が本人に有利になり、結果的に消費者への情報開示が遅れることになりかねないのではないか。公益通報者保護制度を強化しないと、司法取引に負けてしまうのではと考えるが、これに対する消費者庁の見解を伺いたい。

## **井 出 庸 生 君 ( 維 新 )**

- ・平成24年2月に警察庁が公表した「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会最終報告」を見ると、司法取引よりもDNA型データベースの拡充や通信傍受の拡大の方が優先度が高いような書きぶりになっていると思われるが、本法案では、なぜDNA型データベースの拡充が盛り込まれず、司法取引が導入されることとなったのか、警察庁に伺いたい。
- ・捜査を行う規模、扱う事件数や取調べを行う時間などを考えると、警察の方が司法取引に至る局面に遭遇する可能性が高く、検察よりもむしろ警察が司法取引の主体となる制度でなければ、実態と合わず不具合が多いのではないかと思うが、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・取調べの可視化は、取調べの適正化にとってはよいが、導入すると捜査に支障が生じるので、新たな捜査手法として司法取引を導入するとされるが、可視化の対象となる事件と司法取引の対象となる事件がほとんど重ならないことを考えると、可視化と同時に司法取引を導入する必要性はないと思うが、法務大臣の見解を伺いたい。

## **清 水 忠 史 君 ( 共 産 )**

- ・自分は助かりたい、刑を軽くしたい、不起訴になりたいと考えている被疑者は、第三者の犯罪について虚偽の供述をするおそれがあるので、他人の事件についての司法取引は本質的に無実の第三者を巻き込む危険性がある制度だと考えるが、法務大臣の認識を伺いたい。
- ・司法取引では合意をすることによって、被疑者が第三者の犯罪について真実の供述をするということとなり、合意に関与する弁護人に対して、第三者の犯罪に関する被疑者の供述が真実であることを確認するための情報や証拠を提供することが必要であると考えますが、見解を伺いたい。
- ・司法取引では暴力団関係者を排除しないとする一方で、取調べの録音・録画制度では報復のおそれから暴力団員の事件を対象としないこととしており、両者の理由に整合性が取れていないように思われるが、見解を伺いたい。